

鳥取市商工会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市商工会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市域内に存続する商工会（商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。以下同じ。）の運営及び小規模事業経営支援事業等を支援することにより、本市商工業の総合的な改善発達に資することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、本市内の商工会とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の区分は、次のとおりとする。

- (1) 小規模事業経営支援事業に要する経費
- (2) 商工業の振興と安定及び福祉の増進を図るために行う事業の実施に要する経費
- (3) 地域の総合的な振興を図るために行う新たな事業の実施に要する経費
- (4) その他市長が必要と認める経費

(補助金の算定)

第5条 本補助金は、別表第1欄に掲げる補助対象経費の額から国、県及び鳥取県商工会連合会の交付する小規模事業経営支援事業費補助金並びに国、県、市及び鳥取県商工会連合会の交付する補助金のうち市長が指定するものの額を控除した額に、同欄に掲げる補助対象経費の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、同表第3欄に掲げる額を限度額とする。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条第4号の市長が必要と認める書類は、補助金所要額調書（別記様式）とする。

(交付時期)

第7条 本補助金は、商工会の運営及び小規模事業経営支援事業が円滑に行われるよう概算払により交付する。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する実績報告は、翌年度の4月14日までに提出しなければならない。

2 規則第12条第4号の市長が必要と認める書類は、補助金所要額調書（別記様式）とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月7日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月7日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

別表（第5条関係）

1 補助対象事業		2 補助率	3 限度額
区分	補助対象費目等		
第4条第1号に定める経費	経営改善普及事業費	3分の2	当該地域内の商工業者（当該年度の4月1日現在） 1事業所当たり5000円で算定した額に、商工会が所管する町について1町当たり100万円で 算定した額を加えた額
第4条第2号に定める経費	地域総合振興事業費	3分の2	商工会が所管する町について1町当たり110 万円で算定した額
第4条第3号に定める経費	地域総合振興事業費	3分の2	商工会の本所1箇所につき50万円で算定した額
第4条第4号に定める経費	合併に係る経費のうち事務 費、家屋費（会館補修費）、 消耗備品費	2分の1	商工会の本所1箇所につき50万円で算定した額

備考 1 「補助対象費目等」の費目は、商工会の予算上の費目による。

2 「商工会が所管する町」とは、平成16年10月31日現在の国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町又は青谷町の区域をいう。